

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 元年 1 1 月 2 5 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 3 分 閉会
3 場 所	第 1 委員会室
4 出 席 者 (8 人)	相馬 欣行 米谷 政久 中山真由美
	川添 康大 長嶋 一樹 小沼 富夫
	大山 学 館 大樹 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	土山由美子
7 説 明 員 (3 人)	総務部長 (山室 好正)
	文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 主査
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 令和元年12月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長【館大樹議員】 皆様、おはようございます。いよいよ11月29日から12月定例会ということで始まります。どうぞよろしくをお願いいたします。

最近、気温の変化が非常に激しい状況がございます。体調管理、十分考慮いただいて臨んでいただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長【相馬欣行議員】 次に、総務部長から、執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【山室好正】 改めまして、おはようございます。本日は、11月29日金曜日に招集いたします伊勢原市議会12月定例会の市長提出議案等につきまして、ご説明申し上げます。

12月定例会に提出いたします議案は、条例議案が3件、補正予算議案が5件、その他の議案が1件、報告案件が3件で、合計12件でございます。

初めに、条例3議案につきましてご説明いたします。

○議案第44号 伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案書1ページをごらんいただきたいと存じます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえまして、本市、職員の給与並びに特別職員及び議会の議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

2ページから11ページまでに改正条例案、また、12ページから19ページまでに新旧対照表を掲載してございますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○議案第45号 伊勢原市税条例の一部を改正する条例について

続きまして、20ページをごらんください。地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる、個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定したいので、同条第12項の規定により提案するものでございます。

21ページに改正条例案、22ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○議案第46号 伊勢原市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

続きまして、23ページでございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措

置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえまして、消防団員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人を削るとともに、その他所要の改正を行うため、提案するものでございます。

24ページに改正条例案、また、25ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

次に、補正予算5議案について説明させていただきます。補正予算書及び予算説明書をご用意いただき、3ページをごらんいただきたいと存じます。

○議案第47号 令和元年度伊勢原市一般会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に8億3217万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を346億8128万5000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けてご説明いたします。第2条繰越明許費及び第3条地方債の補正につきましても、後ほどご説明いたします。

初めに、職員人件費につきまして、総括的にご説明いたします。各会計についても補正予算を提出させていただいておりますが、各会計の共通といたしまして、職員人件費の補正につきましては、4月の人事異動や年度途中の新規採用等に伴い、当初予算における科目別の職員配置に相違が生じたこと及び本年8月に出されました人事院勧告、神奈川県の人件委員会勧告及び近隣各市の状況を踏まえた上で、本市の給与条例を改正することに伴うもの、また、これにあわせて、本年9月までの育児休業者及び退職者の整理等を行ったものでございます。

それでは、まず、歳出予算の補正内容からご説明いたしますので、26ページ、27ページをお開きいただきたいと思います。説明欄に沿ってご説明さしあげたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費における国県支出金等精算返納金の追加9244万9000円は、障がい福祉及び児童福祉関連の国県支出金につきまして、平成30年度決算等に基づき精算するものでございます。

同じく2項徴税費における市税過誤納還付金及び加算金の追加4000万円は、法人市民税で高額な還付が発生したことなどにより、追加するものでございます。

30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、1項社会福祉費における国民健康保険事業特別会計繰出金の減627万2000円、介護保険事業特別会計繰出金の追加1351万5000円及び後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減64万3000円につきましては、それぞれ特別会計における職員人件費の補正に伴うもののほか、介護保険事業特別会計につきましては、平成30年度決算に基づく精算をあわせて行うものでございます。

次に、障害者自立支援給付費の追加9611万8000円及び同じく2項児童福祉費における障害児通所支援事業費の追加7022万1000円は、サービス利用量の増等に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものでございます。

次に、教育・保育施設整備費補助金の追加343万円は、認定こども園の保育施設整備に対する補助について、国庫補助基準額の改定や工事費の確定等に伴い、所要の予算措置を行うものでございます。

32ページ、33ページをごらんいただきたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費における財源更正の表示は、クルリン健康ポイント事業費について、新たに国庫補助が採択されたことに伴い、財源内訳を変更するものでございます。

36ページ、37ページをごらんください。7款土木費、4項都市計画費における公共下水道事業会計補助金の減1703万円は、公営企業会計における職員人件費の補正に伴うものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費及び3項中学校費における小学校校舎等改修事業費の追加3億5569万円及び中学校校舎等改修事業費の追加1億137万1000円につきましては、大田小学校など小学校4校及び山王中学校のトイレ改修工事について、このたび国庫補助が採択されたことから、所要の経費を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容につきましてご説明いたしますので、20ページ、21ページをごらんいただきたいと思います。説明欄に沿って説明させていただきます。

11款地方交付税は、交付決定に基づき、普通交付税を8033万8000円追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金における障害者医療費負担金の追加463万3000円、障害者自立支援給付費負担金の追加4670万9000円及び障害児通所支援給付費負担金の追加3511万1000円は、それぞれ障害者自立支援給付費及び障害児通所支援事業費追加の財源でございます。

次に、認定こども園施設整備交付金の減3612万3000円につきましては、歳出補正の教育・保育施設整備費補助金における補助メニューの変更により、当該国庫交付金から県補助金に変更するものでございます。

次に、保育所等整備交付金の追加314万円は、教育・保育施設整備費補助金追加の財源でございます。

次に、地方スポーツ振興費補助金の計上445万1000円は、新たに補助採択があったことから、クルリン健康ポイント事業費の財源として計上するものでございます。

次に、小学校費補助金の学校施設環境改善交付金の計上6225万3000円は、小学校校舎等改修事業費追加の財源となるものでございます。また、中学校費補助金の学校施設環境改善交付金の計上1660万円は、中学校校舎等改修事業費追加の財源となるものでございます。

22ページ、23ページをごらんください。16款県支出金、1項県負担金における障害者自立支援給付費等負担金の追加2567万円及び障害児通所支援給付費負担金の追加1755万6000円は、それぞれ、障害者自立支援給付費及

び障害児通所支援事業費追加の財源となります。

同じく、2項県補助金における安心こども交付金事業補助金の計上3605万4000円は、教育・保育施設整備費補助金の補助メニューの変更により、国庫の認定こども園施設整備交付金から当該県補助金に変更するものでございます。

次に、19款繰入金、1項特別会計繰入金における介護保険事業特別会計繰入金の追加9238万7000円は、平成30年度決算に基づく精算となります。

同じく、2項基金繰入金における財政調整基金繰入金の減3億7882万3000円は、今回の補正により生じます一般財源の残余を整理するものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。20款繰越金における前年度繰越金の追加4億411万円は、平成30年度決算における実質収支の予算未計上の全額を精算するものでございます。

次に、21款諸収入、4項雑入における児童福祉及び介護保険事業に係る国県支出金について、平成30年度決算に基づき精算するため、県支出金分として、児童手当負担金過年度収入を9万6000円及び低所得者保険料軽減県負担金過年度収入を1万1000円、国庫支出金分として、児童手当負担金過年度収入を90万円、児童扶養手当負担金過年度収入を11万9000円及び低所得者保険料軽減国庫負担金過年度収入を2万1000円それぞれ計上するものでございます。

次に、子ども・子育て支援給付費精算金の計上6万3000円は、子ども・子育て支援給付費に係る財源の平成29年度分の精算金でございます。

次に、22款市債における小学校債の学校施設環境改善交付金事業債の追加2億7390万円は、小学校校舎等改修事業費の追加の財源となるものでございます。中学校債の学校施設環境改善交付金事業債の計上7930万円は、中学校校舎等改修事業費の追加の財源となるものでございます。

次に、臨時財政対策債の追加6370万円は、普通交付税算定の決定に基づき追加するものでございます。

続きまして、第2表繰越明許費についてご説明いたしますので、11ページをお開きください。第2表繰越明許費は、今回、追加いたしました小中学校のトイレ改修の工期が年度内では確保できない見込みのため、歳出予算の補正額と同額の繰越明許費を設定するものでございます。繰越明許費の総額は、2事業合わせまして4億5706万1000円でございます。

続きまして、第3表地方債補正につきましてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。市債の補正に伴い、起債の追加あるいは限度額を変更するもので、これにより起債限度額の合計は19億3790万円から23億5480万円となります。

○議案第48号 令和元年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

次に、49ページをごらんいただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から627万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を99億3172万8000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容からご説明いたしますので、60ページ、61ページをごらんいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費につきましては、職員人件費の補正となります。

続きまして、歳入予算の補正内容につきましてご説明いたしますので、58ページ、59ページをごらんください。6款繰入金、1項他会計繰入金における職員給与費等繰入金の減627万2000円は、職員給与費等の減額に伴うものでございます。

○議案第49号 令和元年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

続きまして、65ページをごらんいただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に3億4712万4000円を追加し、歳入歳出の総額を72億3612万4000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容からご説明いたします。76ページ、77ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費については、職員人件費の補正でございます。

4款基金積立金における介護給付準備基金積立金の追加1億8252万9000円は、平成30年度における介護給付準備基金繰入金の余剰額が確定したことに伴うものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金における償還金の追加5873万6000円は、平成30年度に交付を受けました国県支出金等の精算に伴い、国の介護給付費負担金等について一部返還が生じたことによるものでございます。

同じく、2項繰出金における一般会計繰出金の追加9238万7000円は、平成30年度における一般会計繰入金の余剰額が確定したことに伴うものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容につきましてご説明いたします。74ページ、75ページをお開きください。3款支払基金交付金における過年度分介護給付費交付金の追加285万4000円及び4款県支出金、1項県負担金における過年度分介護給付費等県負担金の追加405万5000円は、平成30年度実質収支が確定したことに伴い、各負担金等の追加交付分をそれぞれ追加するものでございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金における職員給与費等繰入金の追加1347万2000円は、職員給与費等の増額に伴うものでございます。次に、低所得者保険料軽減繰入金の追加4万3000円は、平成30年度の実質収支が確定したことに伴うものでございます。

7款繰越金における前年度繰越金の追加3億2670万円は、平成30年度の実質収支が確定したことに伴うものでございます。

○議案第50号 令和元年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

次に、83ページをお開きいただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額から64万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8335万7000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から説明いたします。94ページ、95ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費については、職員人件費の補正でございます。

続きまして、歳入予算の補正内容につきましてご説明いたします。92ページ、93ページをお開きください。3款繰入金、1項他会計繰入金における事務費繰入金の減、64万3000円は、職員給与費等の減額に伴うものでございます。

○議案第51号 令和元年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

次に、99ページをお開きいただきたいと思います。第2条収益的収入及び支出の補正及び第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、4月の人事異動に伴う職員数の減及び人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴うものでございます。

それでは、第2条収益的収入及び支出の補正につきまして、支出からご説明いたします。114ページ、115ページをお開きください。1款下水道事業費用、1項営業費用、6目総係費については、職員人件費の補正でございます。

続きまして、収入につきましてご説明いたします。112ページ、113ページをお開きください。1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金における一般会計補助金703万3000円の減額は、職員給与費等の減額に伴うものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正について、支出からご説明いたします。118ページ、119ページをお開きいただきたいと思います。1款資本的支出、1項建設改良費、4目建設総務費については、職員人件費の補正でございます。

続きまして、収入につきましてご説明いたします。116ページ、117ページをお開きください。1款資本的収入、3項他会計補助金、1目他会計補助金における一般会計補助金999万7000円の減額は、職員給与費等の減額に伴うものでございます。

99ページにお戻りいただきたいと思います。第4条特例的収入及び支出の補正でございますが、特例的収入につきましては、4153万9000円を増額し、2億3377万9000円に、特例的支出につきましては、1億5136万円を減額し、4億8021万9000円とするものでございます。これは、平成30年度以前の会計年度において発生した未収金、未払金は、特例的収入及び特例的支出として令和元年度予算に計上いたしましたが、平成30年度決算により確定したため、整理するものでございます。

次に、104ページをお開きください。104ページから111ページまでの

各財務諸表でございますが、補正予算及び平成30年度決算認定に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー及び予定貸借対照表等の各財務諸表の修正をするものでございます。

次に、その他の議案1議案についてでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、26ページをごらんいただきたいと思っております。

○議案第52号 工事請負契約の締結について

26ページでございます。令和元年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その2の工事請負契約の締結につきまして、伊勢原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものでございます。

次に、報告案件3件についてでございます。いずれも市長の専決事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

○報告第17号 専決処分の報告について（伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

まず、31ページをごらんください。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、伊勢原市職員の給与に関する条例、伊勢原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において引用する条項等を整理する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

32ページに専決処分書、33ページ及び34ページに改正条例、35ページから39ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認くださるようお願いいたします。

○報告第18号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

次に、40ページをごらんください。事故の概要は、41ページをごらんください。5月18日に発生いたしました、救助活動中における物損事故に係るものでございます。消防職員が救助要請を受け出動した際、現場進入時に共同住宅のベランダ隔壁を支える金具に足をかけましたところ、金具及びベランダフェンスの一部を破損させてしまったことから、専決処分をしたものでございます。本市と相手方の過失割合は市側100%で、相手方修理費に係る本市賠償額は18万3600円となり、賠償額は、本市が加入しております消防業務賠償責任保険により補填されます。

○報告第19号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

続きまして、42ページをごらんください。事故の概要は、43ページをごらんください。10月9日に発生した車両損傷事故に係るものでございます。消防職員が要請場所付近に到着した際、路上に停車中の相手方車両の前方に救急車両を停車するために通過しようとしたところ、救急車両の助手席側後部側面が相手

方車両に接触し、損傷を与えましたことから、専決処分をしたものでございます。本市と相手方の過失割合は市側100%で、相手方車両修理費に係る本市賠償額は19万5015円となり、賠償額は本市が加入しております任意保険により補填されるものでございます。

以上で、12月議会定例会に提出いたしました議案等についての説明を終了させていただきます。なお、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任及び人権擁護委員候補者の推薦に係る人事案件につきまして、議案を追加提出させていただきます予定でございます。

固定資産評価審査委員会委員である三野光高氏の任期が令和元年12月21日、人権擁護委員である秋山壽志氏の任期が令和2年3月31日をもって、それぞれ満了となりますことから、現在、後任の人選を進めているところでございますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長【相馬欣行議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】　それでは、お配りしてございます、議会運営委員会・議会側処理事項（11月25日）をごらんください。

まず、1、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が4件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

次に、2、選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございます。会派代表者会議において選出方法等をご協議いただき、人選を行った結果、11月20日の会派代表者会議において、議長から選挙管理委員及び補充員・被推薦者名簿のとおり報告がございました。今後、12月定例会最終日に上程することになりますが、選挙の方法につきまして、ご協議をお願いいたします。なお、従来は議長の指名推選によって行うことが例となっております。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】　議会側処理事項については、以上でございます。

ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。選挙管理委員及び補充員の選挙につきましては、従来どおり指名推選とし、議長から選挙管理委員及び補充員・被推薦者名簿のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】　ご異議ありませんので、本会議において、議長か

ら選挙管理委員及び補充員・被推薦者名簿のとおり指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】 それでは、正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚お配りしてありますので、ごらんください。

1枚目は11月29日分で、「議案第44号、伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は付託省略。期末手当の支給基準日が12月1日であり、11月中に採決を行う必要があることから、初日に質疑、討論、採決をお願いするものであります。

2枚目は12月6日分、市長提出議案第45号から議案第52号までの8件の議案については、いずれも付託省略。陳情は4件で、陳情第11号から陳情第14号までについて、いずれも教育福祉常任委員会に付託でございます。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 ご異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】 会期の決定については、過日原案をお示しし、ご了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございますので、ごらんいただきたいと思います。会期につきましては、11月29日から12月20日までの22日間でございます。

- ・ 11月29日 本会議 提案説明・議案審議
- ・ 12月 2日 一般質問通告期限正午
- ・ 12月 6日 本会議 議案審議
- ・ 12月10日 委員会・付託審査
(教育福祉常任委員会、午前9時30分)
- ・ 12月11日 委員会・付託審査
- ・ 12月16日 本会議 一般質問
- ・ 12月17日 本会議 一般質問
- ・ 12月18日 本会議 一般質問

・ 12月20日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定につきましては、配付した内容のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】 ご異議ありませんので、配付した内容で、11月29日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。そのほかに何か発言があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時3分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和元年11月25日

議会運営委員会
委員長 相馬 欣行